

第26回 安来市農業委員会議事録

令和4年8月22日 午後2時00分 第26回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年8月22日 1日
日程第 3	議第111号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第112号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	報第139号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6	報第140号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第26回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第26回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君

ありません。

議長：岡田 一夫君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により15番 佐々木委員、19番 渡辺委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第111号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：實重 昌宏君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離30m、農機具は、耕運機1台、草刈り機1台、運搬機1台を所有しています。労働力は本人と妻、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約1.5km、所有者の住所は現在東京都ですが、年の半分は実家の広瀬町布部で農作業を行っております。農機具は、トラクター1台、耕運機2台、乾燥機1台、自走式草刈機3台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離500m、農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離180m、農機具は、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻、母、子の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番と4番の案件について3番 永塚委員お願いします。

3番 永塚 知芳君

3番 永塚でございます。3条申請の1番目の案件についてご説明をさせていただきます。譲渡人、譲

受人も家が隣同士で、また、この申請地は譲受人の家の真ん前でございます。この土地は元々、譲渡人が30年位前ですが、タバコを耕作しておりましたが、譲渡人の夫が30年位前に亡くなりまして、それ以降、耕作をしておりませんでした。譲渡人も高齢になり、隣であります譲受人のところに相談をしに行ったら、ぜひ貰いたいというような事がありまして、また、譲受人の方も家の真ん前でもあり、便利だという事もありまして、また、畑の状態のみみたいな形になっておりまして、畑でもしたらというような形で話がまとまったという案件でございます。皆様方の審議よろしくお願いたします。続きまして4番案件、これは先月、5条案件で出たところの隣でございまして、関連しております。同時に出そうという事にしておりまして、書類が整わず、今月の申請という事になりました。譲渡人も高齢になり、また、先ほど申し上げました5条案件の上の土地にもなりまして、譲受人にとっても便利だという事で、元々下の田んぼの方と合わせて話をしておりまして、今回、譲受人の方という事で話がまとまりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について9番 北川委員お願いたします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。3条、2番案件についてご説明いたします。譲渡人の方は島田町ですが、ずっと耕作が出来ない状態にして、貰ってくれる人を探しておられました。そこで譲受人が貰っても良いよという事で、先月も圃場を取得されたんですが、一緒に管理したいという事で、今回譲り受けて一緒に管理されるというように聞いております。今までは近所の人が草刈等、管理をされていましたが、なかなか近所の人も大変なので、今回そういう話が出来て、非常に譲受人の方が意欲的に使って耕作されるというような報告を受けていますので、問題はないと思います。皆さん方の審議のほどよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について12番 塩見委員お願いたします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。3番案件について説明いたします。譲受人は8,833㎡の農地を耕作しておられます。この農地も以前から小作として耕作されている農地であります。譲受人は、以前から耕作されておられるところを譲渡人の要望により、今回譲り受けるという事になりました。周辺の農地に影響を与えることはないと考えますので、皆様方のご審議よろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いたします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いたします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求め

ます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第112号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：實重 昌宏君

4ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、7ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権6件、面積4,048㎡、使用貸借権2件、面積2,574㎡、全体で8件、総面積が6,622㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 井上 幸雄君

農林振興課の井上です。詳細についてご説明させていただきます。詳細8ページになります。今月の利用集積計画ですが、1番から5番までになります。1番から3番につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。4番と5番が農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地中間管理権を設定するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第5 報第139号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：實重 昌宏君
9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。10ページから11ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
日程第6 報第140号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君
事務局の説明を求めます。

事務局：實重 昌宏君
12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。13ページから14ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、7件で、すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第26回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時25分)